

凡例

- 一、本巻は沖繩県史料前近代6(首里王府仕置²)である。
 - 一、本巻は石垣市立八重山博物館、琉球大学附属図書館、京都大学文学部博物館、崎浜秀明氏等が所蔵する史料から、近世琉球における首里王府の諸施策を示す基本法令類を収録した。各史料の所蔵者は、解題末尾に付してある。
 - 一、筆耕は、各機関・各氏所蔵の原史料もしくは写真複製本を用いておこなった。
 - 一、収録にさいしてはできるだけ原史料の体裁をとどめるよう努力したが、編集の都合上以下の変更を加えた。
 - 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
 - 2 「里」「筑」の略字は、それぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
 - 3 変体仮名「ま」「ね」「あ」「?」「5」「茂」はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
- 例 連↓れ、留↓る、志↓し、楚↓そ、など。

- 4 朱書の箇所は「」でくくり、区別した。
- 5 明かな誤字については訂正したり、(ママ)と傍記した。また、脱字もしくは脱字と思われるところは他写本等により、「」で補充した。
- 6 判読できなかった文字は□や□□などで示し、虫損などの理由で判読不可能なものは、□(欠)もしくは□(欠) (字数不明)と表記した。他写本によって、判定もしくは推定可能なものは、(欠)の字に換えて()もしくは(カ)で示した。
- 7 「ソ」「して」は「して」、「ル」「起」は「起」に統一した。
- 8 標題は、表紙のある史料はその旨図示したが、他史料との区別等の理由で、編集者が別に名を付したものもある。
- 9 その他内容を損なわない範囲で、紙面の体裁等編集の都合上変更を加えてある。
- 一、各史料の所蔵者は、解題に添えてある。収録に御協力をお願いした各位に謝意を申しあげたい。

解題

本巻は、一九八一年三月に『沖縄県史料』前近代1として刊行した「首里王府仕置」の続巻にあたる。同書は、「近世琉球を全体として認識する上で基本となる史料」として「羽地仕置」「(田舎)法式」「御教条」「平時家内物語」「与世山親方宮古島規模帳」を収録し、これらに参考史料として「琉球国高究帳」「宮古島在番記」「御使者在番記」「八重山島年来記」を加え、さらに付録の形で「貝摺奉行所文書」を収録している。同書解題において、「業務帳の類、各種公事帳・規模帳および基本令達文書など首里王府仕置中に含めねばならない重要史料」は数多く、これらについてはいずれ別の巻で収録を予定していると予告しているが、「規模」もしくは「規模帳」として編集された基本令達類と関連史料、「農務帳」「杣山法式帳」をはじめとする農政・林政関係の令達類、および参考史料を加えて、ここに「首里王府仕置2」を提供するものである。

羽地朝秀(向象賢)に始まり、蔡温にいたる一連の改革が、前近代の琉球社会に質的転換をもたらす重要な意義を持つことは、安良城盛昭氏の『新沖縄史論』(一九八〇年 沖縄タイムス社)をはじめとする歴史研究が既に述べている通りであるが、『沖縄県史料』「首里王府仕置」は、上記改革の思想を引き継いで実施された諸改革も含めて、近世琉球の政治諸改革と王府の地方支配の構造を示す基本法令を三巻に分けて収録する。「首里王府仕置3」は「公事帳」「例帳」類を中心に構成されることになるだろう。

ところで、「模」あるいは「規模」の語義を小学館発行『日本国語大辞典』で見ると、「模」には「かた。手本」、「規模」には「正しい例。模範。手本。法則。規範」の説明があって、琉球の近世文書に見えるこれらの語も、語源

的にはこの意味にとつてよいだろう。王府もしくは地方の役人が模範とすべき法則の謂いで、「規模帳」はこれら法令の集成をいう。「羽地仕置」では、「私_ニ右之通模之様進物可仕候得共云々」等とあり、「田舎法式」では「年貢諸色定所之規模を以年々可皆濟事」のように用いている。

「規模帳」が、いつ、どのような経緯で布達されたか、明らかではない。王府の諸座関係のものとは諸島関係の二種に分かれることは、梅木哲人氏が指摘する通りであるが、⁽¹⁾「模」や「規模」を集成したものをそのまま「模」「規模」と称することもあつたようだ。たとえば、本巻収録の「寺社座御規模」は、本文では「規模帳」となっている。「規模」「模帳」と称するものも含めて、尚侯爵家蔵『御蔵本目錄』、沖繩県立沖繩図書館『沖繩郷土志料目錄』(昭和四年)から王府諸座関係のものと見られるものを左に列記してみよう。⁽²⁾

△御蔵本目錄▽

- | | | | |
|------------------|---------|----------------|-------------|
| 聖廟規模并御参拜公事帳御祭祀日記 | 五冊 | 御法事規模并御双紙公事日記 | 七冊 |
| 位階歳刻(割か)并褒美物規模帳 | 八冊 | 諸事規模帳 | 評定所 三冊 |
| 琉仮屋蔵方規模帳 | 一冊 | 御模御双紙 | 下庫理当方・勢頭方 全 |
| 総与頭規模帳 | 一冊 | 唐系釣様規模 | 御系図座 一冊 |
| 規模帳 | 御系図座 一冊 | 諸座規模 | 十八冊 |
| 座検者規模 | 一冊 | 那覇座検者規模 | 一冊 |
| 勘定座規模并模寄公事帳 | 四冊 | 国学并真和志之平等学校規模帳 | 二冊 |
| 渡唐役者并存留北京役者規模帳 | 二冊 | 役願人勤星模帳 | 四冊 |

冠船付那覇大台所規模并日記 四冊

中頭方取納座規模帳 一冊 乾隆二十六年

尚寧様御法事規模帳 一冊 咸豐十一年

御用物座規模帳 一冊 道光二年

役願人勤星模帳 一冊 道光十年

泊筆者模帳 一冊 道光二十一年

御書院模帳 一冊 道光二十六年

諸事規模帳 一冊 (康熙三十年ヨリ同四十年迄)

御三年中規模帳 一冊 乾隆十六年 (他に同名で年号

不明あり)

勢頭方中門アサナ模帳 一冊 嘉慶八年

給地御蔵模帳 一冊 道光四年

島尻方取納座規模帳 一冊 道光二十七年

役場人勤星模帳 一冊 咸豐十一年

出火之時規模帳 評定所 一冊

存留規模帳 一冊 嘉慶十三年

勘定座規模帳 一冊 乾隆二年 (他に「勘定座規模帳 一冊

道光二十一年」、「同年号不明」、「勘定座規模帳 一冊

道光十五年」などあり)

合所親見世模帳 一冊 乾隆二十六年

国学規模帳 一冊 嘉慶三年

尚濬様御法事規模帳 一冊 咸豐十一年

諸事規模帳 一冊 (康熙四十一年ヨリ同四十六年迄)

山奉行所模帳 一冊 道光二十三年

御菜園并花奉行方模帳 一冊 道光二十七年

兵具当方模帳 一冊 道光二十七年

御別当方模帳 一冊 道光十八年

勘定座支配方模帳 一冊 道光二十九年

真和志之平等学校規模帳 嘉慶十一年

△沖繩郷土志料目録▽ (御蔵本目録と同名・同年のものは除く)

山奉行所規模帳 同治八年

山奉行所規模仕次

系図座規模帳 雍正八年

大与座規模帳 同治十三年

勘定座規模 上下 道光十一年(他に「勘定座規模帳」)

寺社座御規模 咸豐九年

上下 道光十年(あり)

万模帳 恩納間切編

旧慣書類諸規模帳抜書

那覇船改方規模帳

那覇浮得錢規模帳 道光二十三年

以上を通観して理解できることは、系図座、大与座、御用物座、勘定座、国学、給地御蔵等、文字通り「諸座」に
関わる規模帳の他に、一部には「出火之時規模帳」や「尚寧様御法事規模帳」等、臨時的な業務に関わるもので、
「公事帳」と称すべきものもあれば、「諸座」というより役務そのものに関わると見られる「渡唐役者并存留北京役
者規模帳」「那覇座検者規模」等も見られるということである。以上の他に、離島関係では、『御蔵本目録』に「宮
古島規模帳并袖山職務帳 四冊」「久米具志川仲里両間切御規模帳并農務帳袖山職務帳 四冊」、『沖繩郷土志料目
録』に「宮古島規模帳」「八重山島規模帳」が見える。同目録の「八重山島小与座規模帳」は、「八重山島小与座公事
帳」(喜舎場永珣文庫所蔵による)の誤りかとも思われるが、「規模帳」と「公事帳」の内容的重複による用語の混乱
を示すものかもしれない。本巻収録の「大与座規模帳」本文にも両語の混乱が見られる。

『御蔵本目録』『沖繩郷土志料目録』に収録される王府諸座関係の「公事帳」は、担当諸座の名を付した「山奉
行所公事帳」「瓦奉行所公事帳」「御鎖之側公事帳」等があるが、数量的には王府の年中行事や祭祀、冊封使関連業
務、寺社等の普請・修補に関わるものが多い。一方では諸間切諸島の「公事帳」の数が目立ち、久米島・宮古・八重
山には「諸村公事帳」もある。また、宮古・八重山の蔵元には各部署の「公事帳」まで揃えられている。久米島は、

「規模帳」「公事帳」ともに布達されている。本島各間切には「規模帳」が布達された例は見あたらない。

現在確認できる間切島関係の規模帳・公事帳類で最も古いのは、雍正十三年（一七三五）に久米島の具志川、仲里両間切に布達された「間切公事帳」である。⁽³⁾内容は間切において公務として果たすべき年中祭祀に始まり、「役人定」「蔵元番毎方」「唐船方」「異国方」「染物当」「船当方」「旅方」「取納当」「御用布綿子当」「浮得日用錢雜物当」「耕作方并溝守」「杣山当并竹山当」「勘定方」「札改方」「村公事」の各項目から成り、最後に諸間切諸島に「さはくり公事帳」がないのでこの節布達する旨の事が記されている。

一見して明らかなのは、これほどの法令を一時にまとめることの困難さであり、すでに先行する一連の法令が存在した事が推察されるのである。実際『毛姓家譜（美里家）』によれば、六世嵩原親方安依は康熙二十九年（一六九〇）に「検者」として、高奉行以下を伴って久米島に赴き、二か月余滞在しているが、その公務内容は「久米島風紀之事」「同田畠入組之事」「同上納方見合之事」「万夫遣引合之事」「唐船併異国船立火之事」であった。そして不都合の箇所は相改め、在番および地元「サブクリ」達にその首尾を報告するよう命じたのである。同家譜は、委細は「久米島規模帳」に見えると記しているが、この「規模帳」が同時期に作成されたものかどうかは明らかでない。⁽⁴⁾しかし、公務内容が後世の規模帳に記されるものと重なることは、本巻収録の道光十一年「久米具志川間切規模帳」と比較すればわかる。嵩原親方安依は、久米島滞在中に三司官に任命されたが、康熙三十六年（一六九七）成立の「田舎法式」作成にも関わったと見られている。

ところで、仕置のため王府の使者が離島に派遣されたのはいつからであろうか。筆者の視野が及ぶ限りでは、初見は「八重山島年来記」（『沖縄県史料』前近代1「首里王府仕置」所収）である。同書崇禎元年（一六二八）の項に記載される「掟」は「正月朔日十五日冬至」の「ミはい」（御拝＝朝拝）、上納布の規格、八重山を三間切に区分する件、

田島耕作精勵の事、「から(唐)亭」栽培と布上納及び「胡麻」上納もしくは代納の事、上納船出限りの事、「追立夫」による船作事の件、上中下男女頭毎に公役を課する事、馬皮上納の事、異国船漂着の事、鯨糞の事等を記して「右之条々相定候間能々可被入念ヲ者也」と結んでいる。発信者は「儀間金城」「島尻中城」「度支」「幸地親形」の四人で、宛先は「検者」と宮良・石垣・大浜の三「大首里大屋子」となっている。親方(親形)位の人物が派遣された訳だが、この「掟」の内容もまた、後の「規模帳」のそれと共通することは言うまでもない。⁵⁾

前記「掟」に出て来る宮古駐在の「検者」は、王府派遣の役人であるが、「羽地内検代廻」(一六六一)や「羽地仕置」にいう「検者」と同じ職務であったかどうか明らかではない。「羽地内検代廻」では「此上ニ重候ハバ百姓疲可罷成由検者共申候云々」とあり、「羽地仕置」では「宮古八重山百姓至迄疲不致迷惑様ニ色々条書を以検者遣申渡置候事」「百姓疲ニ罷成由地頭衆よ²申出方³検者申付田島高代相下ヶ候間切余多御座候」等が見える。一六九七年公布の「田舎法式」では地頭衆の「作得」に不法の事があって百姓が迷惑しているので、康熙九年(一六七〇)に「間切検者ニ²憲法見立作得帳可差出由申渡云々」の記事がある。前記「掟」に見える「検者」は四年後に設置される「在番」の前身とも考えられるが、少なくとも、十七世紀中期には「百姓疲」の間切・島に王府から「検者」が派遣されて、その原因究明と仕置の徹底が図られたのである。

本来なら次に、嵩原親方安依の役職たる「検者」と、上記「掟」もしくは「羽地内検代廻」「羽地仕置」等に見える「検者」の性格が同一かどうか、検討しなければならぬのであるが、残念ながら十七世紀における「検者」の役務や駐在期間に関する史料と筆者の考察の不足から断念しなければならない。ただ、嵩原の職務は八重山派遣の「幸地親方」のそれや、本巻収録規模帳等に登場する与世山親方、翁長親方等の「検使」の役務に相当するものであり、あるいは『毛姓家譜』の記述の側に問題があるのかもしれない。

『球陽』尚貞十七年（二六八）の項には、恩納親方安治が八重山に赴いて「農を勸め俗を整へ法式を改定す。時に永良比金を裁去す」（原漢文、球場研究会編による）とある。勸農、風俗改良、祭祀規制が主たる任務で、そのために「法式」を改定したことを示しており、以上の事実からすれば、王府が離島に使者を派遣して地方支配の徹底を図り、法令を布達もしくは改定する体制は、十七世紀には確立されていたと見ることができているのではないだろうか。雍正十三年（一七三五）に行われた諸間切諸島に対する「間切（島）公事帳」の布達と検者の配置（「諸役増減抄」、久米島は在番兼務）は、その全島の国家的拡大と位置付けることができよう。

王府諸座の規模帳成立は、現存史料もしくは前記目録の類から見る限り、雍正年間から乾隆年間初期にかけての時期と考えられる。

雍正八年 系図座規模帳 大与座規模帳

乾隆元年 寺社座規模帳

乾隆二年 山奉行所規模帳 田地奉行規模帳 勘定座規模帳

この時期に王府機構の見直しが行われ、諸役を増減が行われたことは、「諸役増減抄」で知ることができるが、その歴史的背景については、解明の余地は大いに残されている。系図（家譜）による士族・百姓間の身分の区分けと系図座の設置が、近世琉球社会に大きな質的転換をもたらしたことは、今更述べるまでもないが、この系図座の規模帳成立が設置から四十年も過ぎて後のことであることは、逆に、この時期に王府枢要部署の規模帳整備が行われねばならなかった歴史事情を示していると考えられる。そのような歴史事情とは何か。一つは「人の管理」に関わり、もう一つは「土地の管理」に関わる。系図座規模帳、大与座規模帳、寺社座規模帳の作成は、これらに先行する「服制」

（雍正三年）、「品定」（雍正七年）、「位階定」⁶⁾（雍正十年）と共に前者に繋がる。田地奉行規模帳や山奉行所規模帳

の作成は、後者に結び付くことは言うまでもない。いわば、戸籍と地籍の確定を前提とした諸施策がこの時期以後展開することになったのであり、雍正十年に「算用座」の名を改め、奉行の任期を一年から三年に改める等の改革が行われた勘定座の規模帳が乾隆二年に成立したことも、王府機構整備を象徴的に示すものである。

ところで、「御教条」が出されたのが雍正十年、「農務帳」の布達が同十二年、そして同十三年には「間切公事帳」が出される。梅木氏は、雍正十三年の羽地大川修補や乾隆二年から始まる元文検地とその歴史的背景を視野に入れないながら、「このような土木工事業や検地と、間切の行政・農政の改革ということは相関連したことで、農業生産力の拡大と収取の強化を目指したものであろう」と述べている。一連の諸改革が「蔡温の時代」に実施されたものであることからすれば、「山奉行所規模帳」「杣山法式」（いずれも乾隆二年）の成立に示される林業政策も併せて考察されるべきであろう。その背景には、康熙五十一年の首里城再建に伴う薩摩からの木材譲渡、山野開墾、人口増に伴う住宅普請や薪炭需要の増大、くり船の増加等幾つもの事情が重なっていたと考えられるが、改革の内容や歴史的背景の考察は、仲間勇榮氏の『沖繩林野制度利用史研究』（一九八四年、ひるぎ社）他に譲る。

ここで言いたいのは、要するに王府の機構改革とそれに伴う諸座規模帳の整備と、諸間切諸島に向けた各種法令の布達は、いわば一つのモデルの表と裏の關係に当たるものであったということである。蔡温がこの施策にいかに関わったかについては、依然として説明されるべき多くの課題を残していると思われる。

規模帳等改訂の経緯についても、簡単に述べておかねばならないだろう。改定は、規模帳末尾に「損益」なる言葉で表記されているが、なんらかの形で布達されている法令に、王府派遣の使者が新たに布達するか、もしくは改定した法令を、帰沖後整理して文案をまとめ、摂政・三司官に上申し裁可を得て、間切・島に通達するという構造になっていた。そのことを示すのが、琉球大学附属図書館宮良殿内文庫中の「万書付集」である。

同書によれば、翁長親方朝典が宮古及び八重山に派遣される「検使」として随行役人七人と共に辞令を受けたのは、派遣の前年に当たたる咸豊六年（一八五六）三月のことである。派遣の目的は、その前月、御物奉行与那原親方から在番・頭に通知された。大意は「その島については、多年疲弊が続いている上、近年飢饉災変も相次いで、人口も相当数減少している。さらに島の風俗も悪くなり、各種上納物も調達に苦労して百姓共が極めて難儀をしているように聞こえるので、王府としても気を遣うところである。よって当秋から来春にかけて御検使を派遣する」というものであった。早速三月九日には、翁長親方が八重山島在番・頭に対して、自分が検使として派遣されることになったことを報告し、兼ねて従来の各種施策に対する照会や指示を行っている。「万書付集」には、九月に送付された文書も収録されているが、続いて十二月十三日には、宮古島仕置の件は翌正月中には落着するので、二月頃には八重山に渡島する、諸準備を欠かさぬようにとの指示を送る。翌咸豊七年二月、八重山に到着した翁長は以後連日のように各種の指示・布達を行い、また地元役人からの訴えを裁くなどして精力的に仕事をこなして、五月帰沖した。「万書付集」には翁長の帰沖後に翁長から御物奉行にあてた文書や、御物奉行から八重山島在番・頭に通達した文書まで収録されていて、一連の令達類と新たに布達された規模帳の内容を比較検討する課題が残されているが、今はその余裕はない。ここでは翌年三月、規模帳・「取締書」・「向々公事帳」及び「諸例帳」の「損益」が完了したのでこれを差し渡すから、従来用いて来た右諸帳は封印して使用しないようにとの指示を与えていることのみを指摘し、規模帳・諸公事帳・「締帳」・諸例帳の改定と布達は、この時期の仕置の内容を法令的に示すものであったことを付記するにとどめたい。

本巻には、王府諸座の規模帳と、これに先行するか、もしくは諸間切諸島に布達された各種法令の規範となったと見られる規模類をⅠに収め、Ⅱでは王府の農政・林政の基本法令とその施策の具体的展開を示す史料、Ⅲでは久米

島・宮古・八重山に布達された規模帳、Ⅳで先島に出された農政・林政及び風俗取締関係の令達、そしてⅤに以上の史料を理解する参考史料を掲げた。

最後に、本巻収録の諸史料の底本と参考史料を若干の補足を交えて、紹介しておきたい。掲載を許可していただいた関係者各位に謝意を表するものである。

○品定 東京大学史料編纂所蔵『琉球藩雜記』所収。同所蔵『琉球一件帳』を参照した。

○位階定 沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵。京都大学文学部博物館蔵『琉球資料』（以下『琉球資料』と記す）参照。

○服制・御心喪定制 『琉球資料』所収。崎浜秀明氏編『続沖縄旧法制史料集成』第二巻で紹介済み。同書及び沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵写本を参考にした。

○当国科律模 「糾明法条」と内容的に重複するが、一部独自の条文を持つ。布達年等不明。『琉球資料』所収。

○大与座規模帳他 崎浜秀明氏所蔵洋紙筆写本による。同氏編『沖縄旧法制史料集成』第二巻で紹介済み。

○系図座規模帳（仮題。既出目録の記事や「大与座規模帳」付録の記事から「系図座規模帳」と判断する）。田仲カマド氏所蔵。

○寺社座御規模（抜） 沖縄県立芸術大学図書館蔵鎌倉芳太郎ノート所収。

○農務帳・耕作下知方并諸物作節帳 農林省図書館蔵。「耕作下知方并諸物作節帳」は、「農務帳」と共に、道光二十一年に大宜味間切の検者下知役から同間切の地頭代・惣耕作当宛に布達されたものだが、ここではそれぞれ独立に収録した。

○田地奉行規模帳（抄） 乾隆二年成立。田村浩著『琉球共産村落の研究』（一九二七年、岡書院）収録。

○田地奉行規模帳 嘉慶十四年布達。沖縄県立図書館比嘉春潮文庫蔵の仲吉朝助編『琉球産業制度史料』二「農業制度史料ノ一」収録。同史料は近世地方経済史料刊行会編『近世地方経済史料』第九巻及び第十巻の原稿として、作成されたものである。原稿は片仮名交じりだが、刊行本は平仮名交じり文になっていて、語句等の訂正があるが、誤植も少なくない。本巻は稿本を底本とし、刊行本を参考にした。

○農事御取縮帳写 佐賀県の祐徳神社所蔵「沖縄関係鍋島文書」中にある。

○杣山法式帳・杣山法式仕次・山奉行所規模帳・山奉行所規模仕次帳・樹木播植方法・就杣山総計条々・御差図扣
明治十八年、林政関係の基本文書をまとめた『林政八書』が刊行されたが、そのなかから「山奉行所公事帳」(「首里王府仕置³」収録予定)を除いた七書である。本巻は崎浜秀明氏所蔵(比嘉春潮氏旧蔵)の沖縄県教育会稿本によった。

○今帰仁間切杣山法式(抄) 仲吉朝助編『琉球産業制度史料』四「山林制度史料」所収。

○久米具志川間切規模帳 琉球大学附属図書館蔵。具志川村役場旧蔵。各紙に割印が付されている。玉木順彦氏による翻刻紹介が、『史海』第四号(一九八七年、史海同人)に収録されている。

○与世山親方八重山島規模帳 沖縄県立図書館比嘉春潮文庫蔵。朱筆による加筆修正あり。崎山秀明氏編『沖縄旧法制史料集成』第三巻(一九六七年)に収録されている。

○翁長親方八重山島規模帳 石垣市立八重山博物館所蔵。『石垣市立八重山博物館報』第2号(一九七九年)に、坂名城泰雄氏による翻刻紹介があり、参考にさせていただいた。

○富川親方宮古島規模帳(抄) 沖縄県立芸術大学附属図書館所蔵鎌倉芳太郎ノート中にある。違った筆跡で書写されており、一部重複している。平仮名交じり文と片仮名交じり文に分かれるが、平仮名表記に統一した。

○富川親方八重山島規模帳 石垣市立八重山博物館大浜道子家文庫中にある。川平村番所旧蔵。青森県立図書館笹森義助文庫所蔵写本を参照した。

○与世山親方八重山島農務帳 石垣市立八重山博物館所蔵。

○富川親方八重山島農務帳 青森県立図書館笹森義助文庫蔵。崎山直氏と新城敏男氏による翻刻紹介が『八重山文化』第四号（一九七六年 東京・八重山文化研究会）に掲載されている。

○富川親方宮古島山職務帳（抄） 仲吉朝助編『琉球産業制度史料』四「山林制度史料」所収。

○与世山親方八重山島農務帳 石垣市立八重山博物館所蔵。各紙に割印がある。

○与世山親方八重山島山職務帳 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵。各紙に割印あり。

○富川親方八重山島山職務帳 青森県立図書館笹森義助文庫蔵。『八重山文化』第四号に新城敏男氏による翻刻紹介がある。

○翁長親方八重山島諸締帳 沖縄県立図書館比嘉春潮文庫蔵。

○富川親方八重山島諸締帳 石垣市立八重山博物館大浜道子家文庫蔵。青森県立図書館笹森義助文庫写本を参照した。

○恩納間切締向条々 仲吉朝助編『琉球産業制度史料』五「農村振興並救済制度」所収。

○万書付集 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵。『八重山文化』第七号（一九七九年）で、黒島為一氏は本史料が「翁長親方八重山島規模帳」作成に関わる貴重な史料であることを指摘し、一部を翻刻紹介している。

○琉球藩官職制 筑波大学付属図書館所蔵。

〈註〉

(1) 梅木哲人「久米島の規模帳・公事帳について」(沖繩久米島調査委員会編『沖繩久米島』、一九八二年、弘文堂)

(2) 『御蔵本目録』、沖繩県立沖繩図書館『沖繩郷土志料目録』は、それぞれ法政大学沖繩文化研究所の「沖繩研究資料」3、2として刊行されている。

(3) 「富川親方八重山島地船上着公事帳」(喜舎場永珣文庫蔵)に、雍正十年、八重山島に「地船上着公事帳」が布達された旨の記事がある。この公事帳は咸豊七年布達の「翁長親方八重山島地船上着公事帳」を「損益」したものであるが、琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵の同公事帳では、「右通八重山島之者共唐大和其外他国漂着之時心得之条々被渡置候処云々」とあって、「公事帳」の語は見えない。雍正十年の時点で「公事帳」として布達されたとはいえにくい。註(4)参照。

(4) 本巻収録の道光十一年「久米具志川間切規模帳」に高原の名は見えない。「規模帳」の名で離島に法令を布達することがいつから始まったのか、いまだ明らかではない。八重山の場合は、諸般の事情で本巻に収録できなかった琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵の「与世山親方八重山島諸座御規模帳」によれば「八重山島之儀規模帳無之差支候付前々々被仰渡置候御手形本にして野村親雲上在番詰之時組立奉得御差図其通取行来候云々」とあり、また「八重山島年来記」の乾隆十四年(一七四九)の項に「当島諸蔵諸座諸帳諸例相調部不宜品現例を以相例帳格引直公事帳此節始ル」とあることからして、野村里之子親雲上安孝在番の時に公事帳・例帳と共に組立て、布達したと考えられる。

(5) 同「掟」に幸地親方以下が派遣された旨が明記されている訳ではない。また、「御使者在番記」では、使者の八重山派遣記事は崇禎五年(一六三三)の三司官「豊見城親方」に始まる。しかし、「掟」には、「おきなわより為御

使渡候刻ひらくは番る小舟壹艘こき出云々」(傍点引用者)とあり、また「八重山島年来記」崇禎五年の記事では、豊見城親方以下が「世御使并仕置」「御使者」として前年冬に宮古島、この年八重山島に下着したとする記事の前文で、「前代も在番無之所之頭三人ニ諸事被仰付間々御使者為有之事ニ御座候」(傍点引用者)と記す。間切分轄、人頭税賦課の件など、内容の重要度から見て、また豊見城親方以後の使者の任務と比較しても、幸地親方は直接八重山に赴いて仕置をしたと考えたい。なお、同年宮古島も三間切に分轄された(「球陽」)から、幸地親方は宮古島仕置も兼務した可能性が大きい。

(6) 仲吉朝助編『近世地方経済史料』第十卷「古老集記類二」では「御位に階歳割并褒美物規模」とある。『御蔵本目録』では「位階歳刻并褒美物規模」となっている。

*なお、成城大学民俗学研究所の『民俗学研究所紀要』第三集(一九七八年)に、平山敏治郎教授が「那覇横目規模帳」(および「那覇横目条目」「泊横目公事帳」)を紹介しておられる。

(渡名喜 明)